

○国立市介護保険条例 抜粋

平成12年3月29日条例第5号

国立市介護保険条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 介護認定審査会（第5条・第6条）

第3章 保険給付（第6条の2）

第4章 保険料（第7条～第15条）

第5章 介護保険の運営（第16条～第18条）

第6章 雑則（第19条～第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき国立市（以下「市」という。）が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか必要な事項を定め、もって市民の保健医療の連携に配慮し、介護保険の円滑な実施を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 すべての市民は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい自立した生活を営むことができるよう、介護サービスを利用することができる。

2 市民は、介護サービスを利用するに当たっては、その内容について十分な説明を受けた上で、その利用しようとする介護サービスを自ら選択し、決定する権利を有する。

3 市及び介護サービス提供事業者は、市民が介護サービスを利用するための情報を積極的に提供するものとする。

4 介護サービスは、市民の持ちうる能力に応じ、総合的かつ効率的に提供されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念に基づき、国立市介護保険事業計画による介護保険に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、市民の生活と権利を擁護する立場から、介護サービスの質の確保に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 要介護状態又は要支援状態にある者に対して、法の定めるところにより介護サービスを提

供する事業者（以下「事業者」という。）は、そのサービスの提供に当たっては、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力しなければならない。

- 2 事業者は、その事業を実施するに当たっては、利用者の意志及び人格を尊重するとともに、当該事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その事業を廃業した後も同様とする。

（中略）

第5章 介護保険の運営

（運営協議会）

第16条 法第117条の規定に基づく国立市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画である国立市高齢者保健福祉計画の策定及び評価、介護保険事業の運営その他の高齢者福祉に関する事項を審議するため、国立市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（運営協議会の組織）

第17条 運営協議会の委員の定数は、14人とする。

（規則への委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

（後略）